平成２７年４月１日から「ふるさと納税ワンストップ特例制度」がスタート

税務課 | 2015年6月12日

ふるさと納税を促進し、地方創生を推進する観点から、確定申告等を行わない方について、ふるさと納税に係る税控除を簡素化する「ふるさと納税ワンストップ特例制度」（「ワンストップ特例」）が創設されました。これにより、ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税の軽減相当額を含めて、個人住民税からまとめて控除されます。

(ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。)

ワンストップ特例の内容

その１：条件に該当すれば税控除を受けるための確定申告が不要になる

これまで、所得税（国税）と個人住民税（地方税）の税控除を受けるには、寄附先の団体が発行した領収書を添付又は提示し、税務署で確定申告する必要がありました。ワンストップ特例では、寄附先の団体へ申請することにより、確定申告をしなくても、税控除の適用を受けることができます。

その２：確定申告を行った場合と同額の税控除が受けられる

本特例が適用される場合は、翌年度の個人住民税において、基本控除額及び特例控除額の控除に加え、所得税控除分相当額が申告特例控除額として控除されます。（所得税の寄附金控除が受けられませんが、確定申告を行った場合と同額が控除されることになります。）

ワンストップ特例申請の対象者

（１）「確定申告」及び「市民税・県民税の申告」をする予定のない方

※扶養控除、医療費控除、ふるさと納税以外の寄附金等、その他の申告事項がある方は対象となりません。

（２）ワンストップ特例の申請が５団体以下の方

（３）平成２７年４月１日以降にふるさと納税をされた方

申請の手続き

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載の上、寄附の手続きを行った窓口に申請してください。（FAX及び電子メールは不可）

■寄附金税額控除に係る申告特例申請書（PDF）

また、申請後、申請内容（住所、氏名、生年月日）を変更又は訂正する場合は、寄附した年の翌年１月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」に必要事項を記載の上、寄附先へ届け出てください。

■寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書（PDF）

★当制度は、マイナンバーポータルを活用した簡素化までの間の特例です。

問い合わせ先

総務課税務グループ　電話0248-53-2113